

特別事業計画の変更の認定について

2024年4月26日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第46条第1項の規定に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構と共同で、主務大臣（内閣総理大臣及び経済産業大臣）に対し、2023年4月26日に認定を受けた特別事業計画の変更の認定を本年3月28日に申請しておりましたが、本日、同計画について認定をいただきました。

当社といたしましては、原子力事故の被害に遭われた方々の立場に寄り添った賠償を最後のお一人まで貫徹してまいります。

以上

添付資料：特別事業計画の変更の概要

参 考：第四次総合特別事業計画（抄） ※2024年9月10日 修正内容反映版